

教職発第000611号

令和5年12月4日

各校長・園長 様

熊本市教育長

教職員と児童生徒の間におけるSNS等利用に関する基本方針について（通知）

教職員と児童生徒とのSNS等による私的なやり取りについては、平成27年10月13日付教職発第564号「児童生徒との連絡等における私的メール等のやり取りについて（通知）」及び令和4年6月29日付教職発第194号「児童生徒との連絡等におけるSNS等での私的なやり取りについて（通知）」において、厳に慎むよう通知しているところですが、通知後も、本市教職員と児童生徒の間におけるSNS等による私的なやり取りが発覚しており、その中には業務上のやり取りから私的なやり取りに発展したケースも見られるところです。

よって、業務上必要なやり取りについてもその取扱いを明確化するため、本市における教職員と児童生徒の間におけるSNS等利用に関する基本方針及び基本方針細則を定めましたので、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、本基本方針及び基本方針細則に則り、職員に対し指導を徹底されるようお願いいたします。

また、児童生徒及び保護者に対しても毎年度定期的に周知されるようお願いいたします。

記

1 基本方針及び基本方針細則 別紙のとおり

2 適用日 令和6年1月1日

【問い合わせ先】

<タブレット、PC等に関すること>

教育センター 教育情報班

TEL：245-6310

<教員に関すること>

教職員課 人事班

TEL：328-2720

<職員に関すること>

教育政策課 総務班

TEL：328-2704